



新たに戸塚駅周辺を 喫煙禁止地区に指定します！



戸塚区のマスコット「ウナシー」

喫煙禁止地区の制度が始まってから10年が経過し、制度の周知・理解が深まっています。指定地区内での指導員による巡回指導や喫煙所設置の効果もあり、吸い殻のポイ捨ても徐々に減少し、街の美化が図られてきています。

制度開始時期に比べて指導件数も少なくなっており、これまで都心部の主要駅を中心に指定してきた喫煙禁止地区を、都心部以外の市内主要駅にも広げ、このたび「**戸塚駅周辺地区**」を新たに指定することとし、本日付で告示しました。

今後は、平成30年3月1日の過料適用の開始時期（指定日）に向け、戸塚駅を利用する多くの方々に周知をしていきます。

1 過料適用の開始時期（指定日）

平成30年3月1日（木）

2 指定区域（区域図裏面）

戸塚駅周辺再開発エリアを中心とした約7.4ヘクタール

3 喫煙所（イメージ図）

過料適用開始に向けて多くの駅利用者を知っていただけるよう、12月4日（月）から、3か所の喫煙所をオープンしています。

喫煙する人もしない人も、お互いが気持ちよく過ごせるよう屋外での分煙対策を進めています。



東口喫煙所



西口バスセンター喫煙所



西口大踏切デッキ下喫煙所

4 既指定地区（参考）

地区名	開始時期
横浜駅周辺地区	平成20年1月
みなとみらい21地区	平成20年1月
関内地区	平成20年1月
鶴見駅周辺地区	平成21年3月
東神奈川・仲木戸駅周辺地区	平成21年3月
新横浜駅周辺地区	平成22年3月

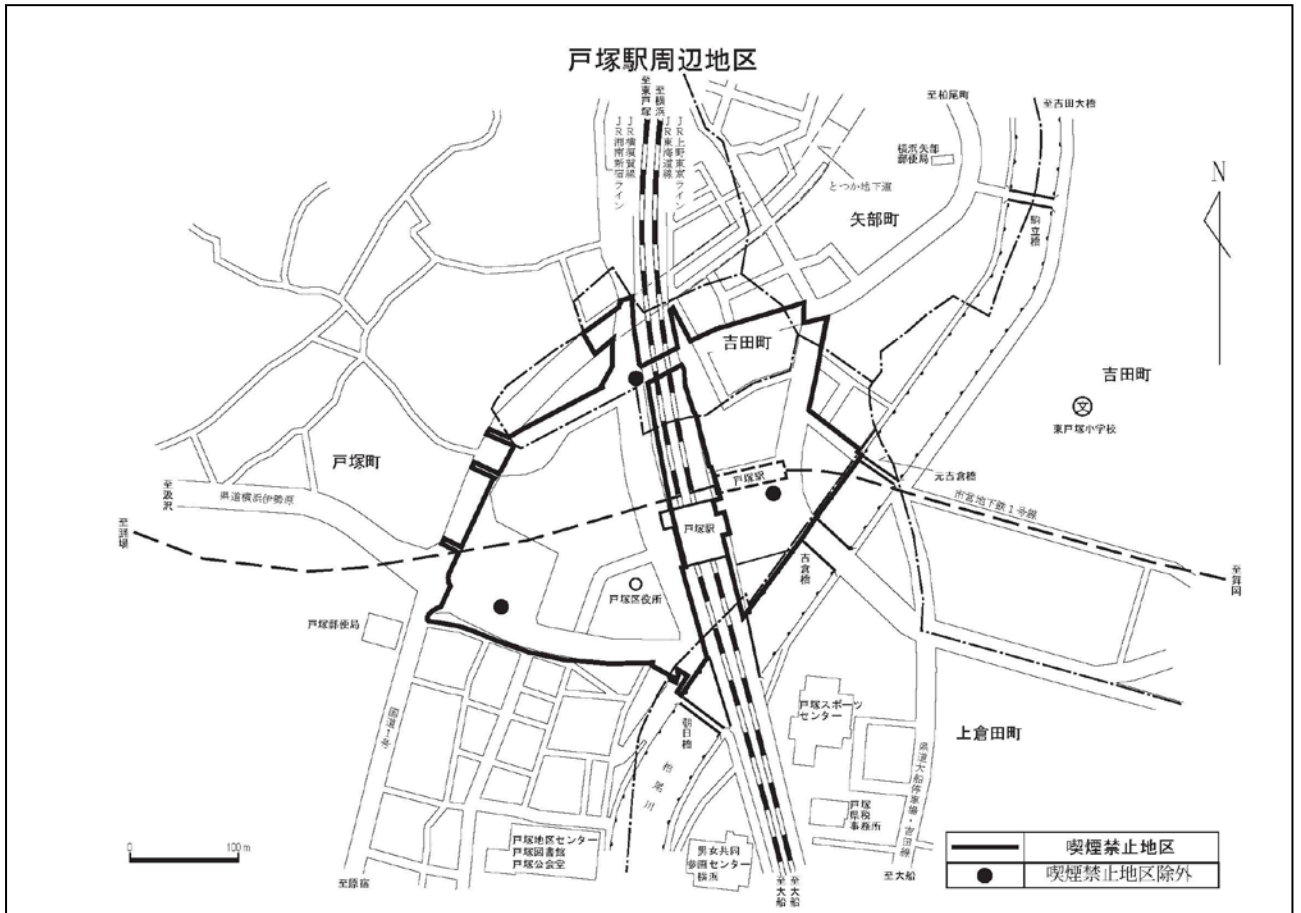
（裏面あり）

【参考】

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例では、たばこの吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、喫煙禁止地区について規定しています。

- ・喫煙とは、たばこを吸うことのほか、火の付いたたばこを持つことも含みます。
- ・指定地区内の屋外における公共の場所において喫煙した場合、罰則として2,000円の過料を科しています。

◀◀ 区域図 ▶▶



※ 「● 喫煙禁止地区除外」とは、喫煙所の設置場所を指します。

お問合せ先			
資源循環局業務課	地域連携推進担当課長	柏木 利明	Tel 045-671-2536
戸塚区地域振興課	資源化推進担当課長	黒川 正人	Tel 045-866-8411